

那 霸 市 公 報

第 1 3 6 5 号
毎月 2 回 1 , 1 5 日 発 行
発 行 所
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

規 則

那 霸 市 児 童 館 及 び 児 童 遊 園 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (こ ど も 課)	304
那 霸 市 職 員 の 初 任 給 、 昇 格 、 昇 給 等 の 基 準 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課)	305
那 霸 市 現 業 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課)	305
那 霸 市 職 員 の 給 与 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (人 事 課)	306

告 示

市 道 路 線 の 供 用 開 始 に つ い て (都 市 施 設 管 理 セ ン タ ー)	307
平 成 1 5 年 (2 0 0 3 年) 5 月 那 霸 市 議 会 臨 時 会 の 招 集 に つ い て (総 務 課)	309

公 告

那 霸 広 域 都 市 計 画 道 路 事 業 の 事 業 計 画 変 更 認 可 に 係 る 縦 覧 に つ い て (道 路 建 設 課)	309
那 霸 広 域 都 市 計 画 道 路 事 業 の 事 業 計 画 変 更 認 可 に 係 る 縦 覧 に つ い て (道 路 建 設 課)	310
那 霸 広 域 都 市 計 画 道 路 事 業 の 事 業 計 画 変 更 認 可 に 係 る 縦 覧 に つ い て (道 路 建 設 課)	310
那 霸 広 域 都 市 計 画 道 路 事 業 の 事 業 計 画 変 更 認 可 に 係 る 縦 覧 に つ い て (道 路 建 設 課)	311

教 育 委 員 会 規 則

那 霸 市 心 身 障 害 児 適 正 就 学 指 導 審 議 会 規 則 及 び 那 霸 市 認 定 就 学 者 の 認 定 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則	311
---	-----

教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令

那 霸 市 教 育 委 員 会 職 員 出 勤 簿 整 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令	312
---	-----

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

選 挙 人 名 簿 登 録 の 抹 消 に つ い て	313
選 挙 人 名 簿 の 縦 覧 場 所 に つ い て	313

規 則

那覇市規則第 46 号

平成 15 年 4 月 30 日

公 布 済

那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市児童館及び児童遊園条例施行規則（昭和 53 年那覇市規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表中

那覇市若狭児童館	日曜日の午前 10 時から 午後 6 時まで	若狭児童館母親クラブ	を
」			
那覇市久場川児童館	日曜日の午前 10 時から 午後 6 時まで	保育すけっと in ナハ	に、
那覇市若狭児童館	日曜日の午前 10 時から 午後 6 時まで	若狭児童館母親クラブ	」
を			
那覇市壺屋児童館	月曜日の午前 10 時から 午後 6 時まで	壺屋児童館母親クラブ	」
に			
那覇市壺屋児童館	月曜日の午前 10 時から 午後 6 時まで	壺屋児童館母親クラブ	」
那覇市小禄児童館	日曜日の午前 10 時から 午後 6 時まで	保育すけっと in ナハ	」

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那 霸 市 規 則 第 47 号
平成 15 年 4 月 30 日
公 布 済

那霸市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那 霸 市 職 員 の 初 任 給 、 昇 格 、 昇 給 等 の 基 準 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

那霸市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 58 年那霸市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 ウ医療職給料表(2)級別標準職務表 4 級の項中「困難な業務を行う栄養士」を「特に困難な業務を行う栄養士」に改め、同表 5 級の項中「特に」を「著しく」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那霸市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

那 霸 市 規 則 第 48 号
平成 15 年 4 月 30 日
公 布 済

那霸市現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 翁 長 雄 志

那 霸 市 現 業 職 員 の 給 与 に 関 する 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

那霸市現業職員の給与に関する規則（昭和 58 年那霸市規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 中

「

環境業務課	廃棄物の収集業務等を本務とする現業職員	5,200 円
きれいなまちづくり室	廃棄物の収集指導業務を本務とする現業職員	5,200 円

」

「				に
	クリーン推進 課	廃棄物の収集業務等又は収集指導業務を 本務とする現業職員	5,200 円	
				」

改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市現業職員の給与に関する規則の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

那 覇 市 規 則 第 49 号
平成 15 年 4 月 30 日
公 布 済

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則（昭和 58 年那覇市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 市長事務部局の項中

「		を「		に改める。
	課長 室長（市長の定めるものに 限る。） 所長（市長の定めるものに 限る。） 管理センター長		課長 室長（市長の定めるものに 限る。） 所長（市長の定めるものに 限る。） 管理センター長 支所長	
				」

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市職員の給与に関する規則は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

告 示

那覇市告示第24号

平成15年4月28日

掲 示 済

市道路線の供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり供用開始する。

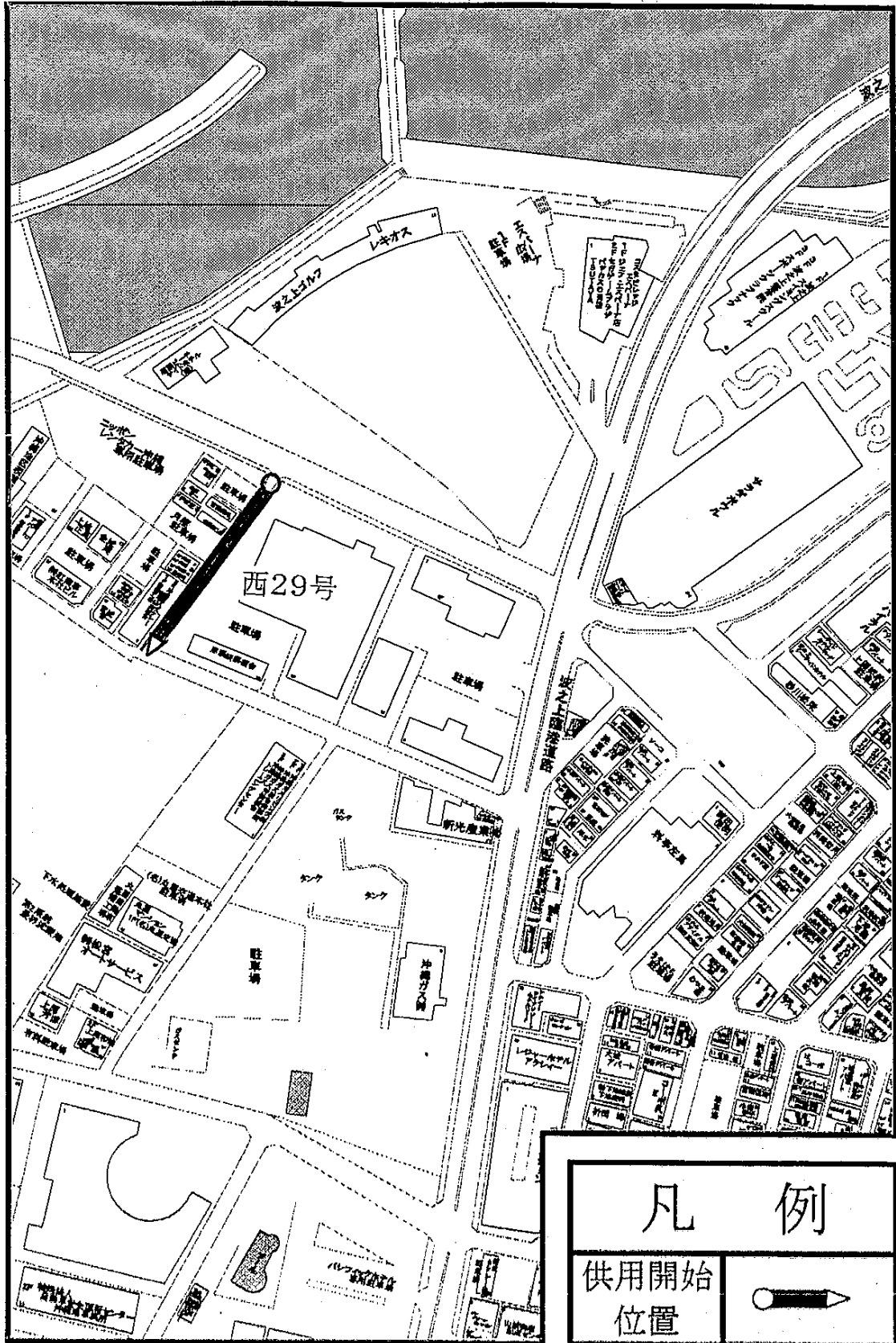
その関係図面は、告示の日から2週間、那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 供用開始をする路線

整理 番号	路線名	起点 終点	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
2345	西29号	西3丁目10番199 西3丁目10番198		91.78	4.9	

市道路線の供用開始位置図



那 霸 市 告 示 第 2 5 号

平成 1 5 年 5 月 6 日

掲 示 済

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年) 5 月那霸市議会臨時会の招集について

平成 1 5 年 (2 0 0 3 年) 5 月那霸市議会臨時会を次のように招集する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 1 5 年 5 月 1 4 日 (水)
- 2 招 集 の 場 所 那霸市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 平成 1 5 年度那霸市老人保健特別会計補正予算 (第 1 号)
 - (2) 専決処分の承認を求めることについて (那霸市税条例の一部を改正する条例制定)
 - (3) 専決処分の承認を求めることについて (那霸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定)
 - (4) 専決処分の報告について (那霸市特別土地保有税審議会条例を廃止する条例制定)
 - (5) 専決処分の報告について (那霸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定)
 - (6) 専決処分の報告について (車両物損事故)
 - (7) 専決処分の報告について (道路事故)
 - (8) 専決処分の報告について (道路事故)

公 告

那 霸 市 公 告 第 1 9 号

平成 1 5 年 4 月 2 5 日

掲 示 済

那霸広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、図書の写しの送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那霸市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那霸広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・34号 県道 153号線
3・4・5号 松川石嶺線
- 2 施行者の名称
沖縄県

3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
- (2) 期間 平成15年4月25日～平成19年3月31日

那覇市公告第20号

平成15年4月25日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・3・17号 石嶺線

2 施行者の名称
那覇市

3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
- (2) 期間 平成15年4月25日～平成17年3月31日

那覇市公告第21号

平成15年4月25日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・3・14号 真和志中央線

2 施行者の名称
沖縄県

3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
- (2) 期間 平成15年4月25日～平成17年3月31日

那覇市公告第22号

平成15年4月25日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写しの送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・3・14号 真和志中央線
- 2 施行者の名称
那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
 - (2) 期間 平成15年4月25日～平成17年3月31日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第9号

平成15年4月22日

公 布 済

那覇市心身障害児適正就学指導審議会規則及び那覇市認定就学者の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市教育委員会

委員長 野原正徳

那覇市心身障害児適正就学指導審議会規則及び那覇市認定就学者の認定に関する規則の一部を改正する規則

(那覇市心身障害児適正就学指導審議会規則の一部改正)

第1条 那覇市心身障害児適正就学指導審議会規則(昭和52年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

那覇市就学指導委員会規則

第1条中「那覇市心身障害児適正就学指導審議会」を「那覇市就学指導委員会」に、「審議会」を「委員会」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「特殊教育を要する心身に障害のある」を「特別支援教育を要する」に改め、「(以下「心身障害児」という。)」を削り、「適正就学を図る」を「就学指導を行う」に改め、同条第1号中「適正就学」を「就学指導」に改

め、同条第3号中「心身障害児教育推進のための啓蒙活動」を「特別支援教育の推進」に改める。

第3条第1項中「審議会」を「委員会」に改め、同条第2項第2号中「心身障害児教育」を「特殊学級」に改め、同項第4号中「沖縄県中央児童相談所職員」を「那覇市青少年センター職員」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 特殊教育諸学校教諭

第5条から第9条まで中「審議会」を「委員会」に改める。

(那覇市認定就学者の認定に関する規則の一部改正)

第2条 那覇市認定就学者の認定に関する規則(平成14年那覇市教育委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

第1条中「那覇市心身障害児適正就学指導審議会」を「那覇市就学指導委員会」に改める。

付 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

教育委員会教育長訓令

那覇市教育委員会教育長訓令第9号

平成15年5月1日
施 行 済

那覇市教育委員会職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会教育長 仲田美加子

那覇市教育委員会職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会職員出勤簿整理規程(平成3年教育委員会教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項第10号中「公務傷病による療養休暇」を「公傷病休暇」に改め、同項第11号及び第12号を次のように改める。

(11)結核性療養休暇 療養

(12)私傷病休暇 私傷病

第5条第1項中第26号を第27号とし、第19号から第25号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19)子の看護休暇 子看護休

第7条を次のように改める。

第7条 所属長は、職員の勤怠を調査し、総務課長の定める要報告該当者について勤怠報告書により速やかに総務課長に提出しなければならない。

2 所属長は、前年度の職員の勤怠について年間勤怠調を4月20日までに総務課長へ提出しなければならない。

第9条に次の1項を加える。

2 総務課長は、前項の出勤簿の保管の任に当たるものとする。

第9条の次に次の1条を加える。

第10条 出勤簿、遅参早退簿、勤怠報告書及び年間勤怠調の様式については、総務課長が別に定める。

付 則

この訓令は、平成15年5月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第9号

平成15年5月2日
掲 示 済

選挙人名簿登録の抹消について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定に基づき、次のとおり選挙人名簿より登録を抹消した。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

- 1 登録抹消者 江藤 智子 他672名
- 2 登録抹消者リスト 別紙略
- 3 登録抹消条件 平成14年11月1日から同年11月30日までに転出した者
又は職権消除された者
- 4 登録抹消者数 673名(内訳 男 345名 女 328名)

那覇市選挙管理委員会告示第10号

平成15年5月2日
掲 示 済

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第23条第2項の規定により、平成15年6月3日(火)から同年6月7日(土)まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 大城勝夫

縦覧場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎2階
那覇市選挙管理委員会事務局